

信託終了（繰上償還）の予定に関するお知らせ

下記のとおり信託終了（繰上償還）を予定しておりますのでお知らせいたします。

1. 信託終了（繰上償還）対象ファンド

明治安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）《愛称》厳選大型

2. 信託終了（繰上償還）理由

明治安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）《愛称》厳選大型（以下「当ファンド」ということがあります。）は、2006年3月28日の設定以来、受益者の皆さまの資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりましたが、

①当ファンドの助言元となるタンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社は、丹後耕造氏（代表取締役）が2018年11月までに会社を解散することを決定し、以降は助言の提供が不可能となりました。

②当社において運用の継続を検討したものの、ボトムアップアプローチをベースとする当社運用においては、当ファンドにおける運用スタイルを提供できる体制になく、断念せざるを得ない状況です。

③純資産総額は減少傾向にあり、受益権口数は投資信託約款に定められた口数（10億口）を下回る状態となっています。また、今後当ファンドの純資産総額の大幅な改善を期待するのは困難な状況と考えられます。

上記理由により、受益者の皆さまに十分なサービスを提供できなくなることが懸念されますので信託終了（繰上償還）を予定しております。

3. 信託終了（繰上償還）予定日

2018年9月14日

4. 異議申立

2018年6月22日現在の受益者で、信託終了（繰上償還）についてご異議のある方は、2018年8月6日（必着）までに当社に対し書面によりお申し出ください。

この期間中に異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、2018年6月22日現在の当ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。また、異議申立のあった受益権口数の合計が二分の一を超えた場合には、信託終了（繰上償還）が中止されます。

5. 異議申立を行った受益者の買取請求の手続について

信託終了（繰上償還）を行うことが決定した場合、異議申立をされた受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が受益者からの買取請求に係る必要書類を受理した日の解約価額。）で、当該受益権に係る投資信託財産をもって買取すべき旨を、買取請求期間中に取扱販売会社を通じて受託会社に対し請求することができます。

異議申立を行った場合でも、必ず買取請求をしなければならないものではありません。

※買取請求期間：2018年8月9日から2018年8月28日まで

※異議申立の有無にかかわらず、取扱販売会社において、通常の換金手続を行うことができます。

以上

2018年6月22日

東京都港区虎ノ門三丁目4番7号

明治安田アセットマネジメント株式会社